

巻末資料（案）

1. 伊賀市都市マスタープラン策定委員会名簿

		氏名	所属	備考
住民自治協議会 代表委員		坂本 安司	上津地区住民自治協議会	
		北川 幸治※1	玉滝地域まちづくり協議会	
		中島 美輝※2	玉滝地域まちづくり協議会	
		奥澤 重久	西柘植地域まちづくり協議会	
		村上 靖尚	阿波地域住民自治協議会	
		松永 享二	島ヶ原地域まちづくり協議会	
		南 徹雄※3	東部地域住民自治協議会	
各種団体等 の代表委員	農林業部門	福地 和幸	伊賀市農業委員会	
	農林業部門	西口 育男	伊賀ふるさと農業協同組合	
	商工業部門	大田 節子	伊賀市商工会	
	商工業部門	森西 博美	上野商工会議所	
	観光部門	吉田 順子	一般社団法人伊賀上野観光協会	
	建設部門	松本 正博	一般社団法人三重県建築士会	
	福祉部門	平井 俊圭	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	
識見を 有する者	都市計画部門	浦山 益郎	三重大学 名誉教授	委員長
	環境部門	靄崎 正宣※1	元三重県伊賀農林商工環境事務所職員	副委員長
	まちづくり	滝井 利彰※2	うえのまち風景づくり協議会	副委員長
公募委員		窪田 純		
		谷 武尚		
伊賀市副市長		大森 秀俊	副市長	
市長が必要と認める者		森本 欣秀	南山城村推薦委員	
		井久保 好信	山添村推薦委員	

※1：第1回策定委員会のみ委員

※2：第2回策定委員会以降委員

※3：第4回策定委員会以降委員

2. 伊賀市都市マスタープラン策定経過

実施年月日	実施内容
2019（令和元）年8月27日	第1回策定委員会 【議事】 ・改定方針（案）について ・市民アンケートについて
2020（令和2）年2月7日	第1回庁内調整会議 【議事】・現状の認識と今後の方針の擦り合わせ
2020（令和2）年7月14日	第2回策定委員会 【議事】 ・市民アンケートについて ・今後のスケジュールについて
2020（令和2）年8月3日 ～8月21日	市民アンケート調査（郵送調査） 配布数：2,500、回収数：936、回収率：37.4%
2020（令和2）年8月24日	庁内等ヒアリング（農林振興課・観光戦略課） 【協議事項】 ・産業・商業・観光を核とした拠点の位置づけに関する今後の見通し、必要な施策等
	庁内等ヒアリング（商工労働課） 【協議事項】 ・上野南部地区、上野卸商業団地の現状と今後の見通し
	庁内等ヒアリング（総合危機管理課・道路河川課） 【協議事項】 ・河川の浸水想定の見通し及び今後の計画等
	庁内等ヒアリング（企業用地整備課） 【協議事項】 ・副次的拠点（ゆめが丘及び東南部丘陵地）の現状及び今後の可能性、ハザードエリアの工場等の今後の扱い等
2020（令和2）年8月28日	庁内等ヒアリング（総合政策課・地域づくり推進課） 【協議事項】 ・総合計画との調整、住民自治協議会の運営状況や今後の見通し ・産業拠点における地域産業と地域づくり推進課（住民自治協議会）とのかかわり方や事例の有無等
	庁内等ヒアリング（中心市街地推進課） 【協議事項】 ・中心市街地活性化基本計画の概要の確認 ・見直しが必要となる都市計画道路
2020（令和2）年9月14日	庁内等ヒアリング（総務課） 【協議事項】 ・支所の在り方検討の状況の確認 ・支所の在り方とまちづくりに関する拠点の考え方
	関係団体ヒアリング（上野卸商業団地連合会） 【協議事項】 ・上野卸商業団地の現状と今後の考え方

実施年月日	実施内容
2020（令和2）年9月14日	庁内等ヒアリング（伊賀建設事務所事業推進室流域課） 【協議事項】 ・浸水想定と河川改修の現状及び今後の計画等
	庁内等ヒアリング （住宅課・企画管理課・道路河川課・下水道課） 【協議事項】 ・中心市街地における住生活基本計画との調整 ・市道の道路事業等に関して、見直しが必要となる都市計画道路との関係
2020（令和2）年10月1日	庁内等ヒアリング（交通政策課） 【協議事項】 ・地域公共交通計画の考え方・方向性等との擦り合わせ
2020（令和2）年10月29日	第3回策定委員会 【議事】 ・市民アンケートからみた都市づくりの課題について（報告） ・攻めの取組の可能性について ・守りの取組について ・都市マスタープランの課題について
	庁内等ヒアリング（医療福祉政策課） 【協議事項】 ・介護や医療、住まい、生活支援を提供する地域包括ケアシステムと連動させた拠点形成
2020（令和2）年11月5日	庁内等ヒアリング（空き家対策室） 【協議事項】 ・空き家の将来推計、空き家対策の現状と今後の考え方、第2次空家等対策計画の策定状況等
2020（令和2）年12月23日	庁内等ヒアリング（文化交流課） 【協議事項】 ・伊賀市文化振興プラン（案）の考え方等
2021（令和3）年1月21日	関係団体ヒアリング （伊賀上野観光協会・上野商工会議所・伊賀市商工会） 【協議事項】 ・産業を創出する観光系知的対流拠点づくりの可能性と必要な施策や支援策等
	関係団体ヒアリング （伊賀市ふるさと農業協同組合・伊賀市農業委員会） 【協議事項】 ・農業を中心とした知的対流拠点づくりの可能性と必要な施策や支援策等
	関係団体ヒアリング（伊賀市社会福祉協議会） 【協議事項】 ・伊賀流地域包括ケアシステムと連携した拠点づくり ・公共バスと福祉バスのすみ分けの方法等
2021（令和3）年2月3日	関係団体ヒアリング（うへのまち風景づくり協議会） 【協議事項】

実施年月日	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町の姿を継承した新たな交通計画の考え方 ・上野中心区域において、まちの景観を守りながら居住地としての魅力を高める方法等
2021（令和3）年2月10日	関係団体ヒアリング （三重大学伊賀サテライト伊賀研究拠点） 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆめテクノ伊賀における産学官連携の取り組み状況 ・知的対流拠点づくりに対する産官学連携の可能性等
2021（令和3）年2月15日	第2回庁内調整会議 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン策定スケジュール（案）について ・各課ヒアリングの内容及び伊賀市都市マスタープランへの反映について
2021（令和3）年3月15日	第4回策定委員会 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン（たたき台案）について
2021（令和3）年4月21日	第3回庁内調整会議 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン策定スケジュール（案）について ・伊賀市都市マスタープラン（全体構想素案）について
2021（令和3）年5月18日	第5回策定委員会 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン（全体構想素案）について
2021（令和3）年5月19日 ～7月16日	三重県県土整備部都市政策課協議
2021（令和3）年6月24日	2021（令和3）年度 第1回都市計画審議会 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン策定スケジュール（案）について ・伊賀市都市マスタープラン（全体構想素案）について
2021（令和3）年7月20日	議員全員協議会 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープランの策定について
2021（令和3）年8月1日 ～8月31日	パブリックコメント
2021（令和3）年10月14日	第6回策定委員会 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン（案）について
2021（令和3）年11月9日 （予定）	2021（令和3）年度 第2回都市計画審議会 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・伊賀市都市マスタープラン（案）について
2021（令和3）年12月（予定）	2021（令和3）年 第6回伊賀市議会（定例会）議案提出

3. 用語解説

あ行

伊賀上野城下町ホテル

正式名称は古民家等再生活活用事業。城下町に多数点在する歴史的資源である空き家となった古民家を活用した観光まちづくり、まちの賑わいに繋げていくことを目的とした官民連携のまちづくり事業。

伊賀市未利用間伐材バイオマス利用推進事業

木材価格の低迷により用材とせず森林内に留置されている間伐材を搬出することにより、自然災害によって林内に放置されている間伐材が流出することによる下流域に対する被害を防止し、森林所有者等による木質バイオマス資源としての有効利用を推進する事業。

イノベーション

革新。新機軸、新しい考え方を生み出すこと。

上野中心広域的拠点（上野中心区域）

伊賀市の顔として、歴史・文化遺産を活用し、人が暮らし、賑わう、魅力あるコンパクトなまちづくりの拠点の形成を図る地区。

上野南部広域的拠点（上野南部区域）

名阪国道のインターチェンジに隣接することで広域的利用に便利な立地条件を生かし、広域的な行政の拠点を形成する地区。

運動公園

都市住民全般の主に運動に利用することを目的とし、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する公園。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

エリアプラン

特定の地区を対象に、具体的なまちづくりの方向性等を示す計画。

か行

街区公園

主に街区に居住する住民が利用することを目的とし、街区内に居住する住民が容易に利用できるよう、誘致距離250m、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する公園。

外来型発展志向

地域外から企業などを誘致することによって、地域の発展を図ろうとする考え方。

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような激しい流れが発生するおそれがある堤防沿いの地域。氾濫流（氾濫した洪水の流速が早く、木造家屋が倒壊する恐れのある区域）と河岸浸食（洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊する恐れのある区域）がある。

活動人口

経済活動とは異なる価値基準を含め何らかの形で、地域の社会・経済活動に関心をもって継続的に関わる人の数。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人びとと多様に関わる人の数。

観光地域づくり法人（DMO）

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施する

ための調整機能を備えた法人。

起業支援中間組織

地域のコミュニティビジネスの芽を地域産業に育てるためのプラットフォームとして、地域活動の情報収集・発信、地域活動のマネジメント等を行う中間支援組織。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度 30 度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある場合や、これに隣接する土地のうち急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発されるおそれがないようにするため、有害な行為を行うことを制限する必要がある土地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条）。

拠点型居住地

人口移動の転出超過の解消を図るために、魅力的な居住地づくりを進める地区。

近隣公園

主に近隣に居住する住民が利用することを目的とし、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう、誘致距離 500m、1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する公園。

グリーンスローモビリティ

時速 20 km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。

広域的拠点

多様な都市機能が集積し、人やモノが集まる公共交通のアクセスポイントであり、大規模集客施設や公共公益施設等が集積する地区。

公共交通活用拠点

JR 関西本線の伊賀上野駅周辺、佐那具駅周

辺、JR 関西本線と草津線の結節駅である柘植駅周辺及び近鉄大阪線の伊賀神戸駅周辺において、公共交通を活用した居住誘導を進める区域。

高次医療施設

高度な検査機器を持った、専門的な治療が可能な医療機関。

洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（水防法第 14 条）。

コミュニティバス

自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。

コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

さ行

サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。

地すべり防止区域

地すべり（土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象）区域及び隣接する地域のうち、地すべりしている土地や地すべりを誘発、又は助長するおそれのある区域（地すべり等防止法第 3 条）。

自然公園

すぐれた自然の景観やそこに生きる動植物などの自然環境を守るとともに、自然とふれ

あい、自然に対する知識を高めるために、自然公園法または三重県立自然公園条例により指定された地域。国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類がある。

持続可能な開発目標

(SDGs : Sustainable Development Goals)

2015（平成27）年から2030（令和12）年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のために達成すべき17の目標と169のターゲットからなる（2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択）。

市民緑地

都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るために、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または都市緑地法第68条第1項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

住民自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織（自治基本条例第24条）。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用することを目的とし、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する公園。

Society5.0（ソサイエティ5.0）

「サイバー（仮想）空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」と定義される。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱された。

た行

多核連携型都市構成

前伊賀市都市マスタープランにおいて設定した、人口減少や少子高齢化が進む中で、住み良さが実感できる、効率的で持続可能なまちづくりを目指すための将来都市構造。

地域型居住地

住環境の向上や地域福祉と連携したコミュニティの維持・向上に努める地区。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

地域拠点

各支所周辺において地域の日常生活の中心

となるエリア。

地域制緑地

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としている。

地域包括ケアシステム

2025（令和7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。高齢者の生活に関わることの総合的な相談や、福祉サービス（介護予防サービス等）の利用手続きの支援や調整を行う。

地域まちづくり計画

各住民自治協議会において、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた計画（自治基本条例第28条）。

地域力

防犯や防災、教育、自治など地域が抱える問題・課題を住民が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力。

地区公園

主に徒歩圏内に居住する住民が利用するこ

とを目的とし、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう、誘致距離1km、敷地面積4haを標準として配置する公園。

知的対流拠点

地域発イノベーションを創出するため、活用する地域資源やその取組内容に応じて、自治体や地域内の事業者、住民、大学、研究機関、金融機関等を中心とする多様な関係主体が連携し、知恵やアイデアを出し合って、実際の活動に昇華させる場。

中間支援組織

多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織（内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」（2002年））。

中心拠点

上野地域の中心市街地のエリア。

定住自立圏

地方において、三大都市圏と並ぶ人口定住の受け皿として形成される圏域であり、住民生活に必要な機能を持つ中心市と、周辺市町村とで構成される（総務省：定住自立圏構想）。

定住人口

その地域に住んでいる人の数。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

Digital Transformation。英語圏ではTransを省略する際にXと表記することが多いため、DXと略される。経済産業省のガイドラインによると、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品や

サービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されている。

デマンド運行

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス。

都市基幹公園

主として一の市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。

都市計画区域

都市計画を策定する場というべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定する。

都市計画決定公園（都市計画公園）

都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定める公園。

都市計画道路

都市で行われる様々な活動や生活を支える重要な都市施設として、都市計画決定された道路。

都市公園

都市公園法に規定された公園。都市計画公園のほか、都市計画区域内で地方公共団体が設置する公園がある。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域（土砂災害防止法第7条）。イエローゾーンとも言う。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域（土砂災害防止法第9条）。レッドゾーンとも言う。

都市緑地

都市の自然的環境の保全・改善ならびに都市環境の向上を図ることを目的とした緑地。

な行

内発的発展

その地域の文化や経済、そして開発などのすべての地域発展において、そのエリアに住む住民が直接参加することに主な重点を置いた発展のあり方。

7次産業

6次産業に「ふくし」の視点をプラスして、新たな価値観を創出すること。第3次伊賀市地域福祉計画において位置づけている。

二次救急医療

入院治療や緊急手術を必要とする患者に対応する救急医療のこと。

日本イコモス国内委員会

国際組織のイコモス（国際記念物遺跡会議）

の国内組織で、文化遺産保存に関する専門家・団体で構成。

農用地区域

農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は行

パークアンドライド

都心部等への道路混雑や、目的地での駐車難を避けるために、鉄道駅まで乗用車で行き、駅周辺に駐車して鉄道に乗り換えて目的地に向かう方式。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

バスロケーションシステム

バス利用者がパソコンやスマートフォンでバスの現在地や発着情報等を得られるシステム。

ハレの空間（場）

晴々しい祭り、イベントなどの非日常活動のための空間（場）。

ヒューマンスケール

物の持ちやすさ、道具の使いやすさ、住宅の住みやすさなど、その物自体の大きさや人と空間との関係を、人間の身体や体の一部分の大きさを尺度にして考えること。人間の感覚や動きに適合した、適切な空間の規模や物の大きさのこと。

風致公園

主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園であり、樹林地、湖沼海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定し、配置されたもの。

風致地区

都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。

副次的拠点

広域的拠点を補完し、特に生産機能・研究機能等産業系機能の拠点となる地区。

福祉有償運送

道路運送法79条に基づき、NPO法人等が、単独で公共交通機関を利用することが困難な障がい者等の会員に対して、自家用自動車を使用して、自宅発着で目的地までの個別輸送を行うサービス。

ブロードバンド・サービス

高速・大容量のデータ通信が実現するネットワークサービス。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

補完性の原則

個人が自ら実現できることは個人で行い、個人では不可能もしくは非効率なことは家族や自治会、住民自治協議会など地域の小さな単位が、さらに、家族や地域で不可能なことは市や県、国などの大きな単位が行うという考え方。

ま行

三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や県内に分布する活断層を震源とする内陸直下型地震に対して、その被害の低減に向けた都市計画の基本的な考え方を示すことを目的に、三重県が策定した指針。

名神名阪連絡道路

名神高速道路から新名神高速道路を経由し、名阪国道へ至る地域高規格道路。

メッシュ

地表面を一定のルールに従い、多数の正方形などに分割したもの。

や行

用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度。13種類ある。

淀川水系流域治水プロジェクト

流域治水プロジェクトは、近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた初めての取り組み。令和3年3月30日に、淀川水系を含めて全国109の全一級水系、12の二級水系において、流域治水プロジェクトが一斉に公表された。

ら行

リーマンショック

2008（平成20）年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であったリーマン・ブラザーズの経営が破綻したのをきっかけに引き起こされた国際的な金融危機。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村のマスタープランの高度化版。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によるまちづくりを進める。

歴史公園

文化遺産・史跡の保護維持と歴史継承を目的として設置される公園。

歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。

6次産業

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。